

石 財 政 第 1 1 3 号
令 和 2 年 1 月 23 日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫 様

石狩市長 加 藤 龍 幸

施設使用料及び手数料の設定について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

記

諮問案件

1. 総合保健福祉センター健康増進室個人使用料の新設について

総合保健福祉センター「りんくる」の健康増進室において、令和2年度から一般開放個人利用を開始することに伴い、これに係る使用料を設定する。

2. 建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の改定について

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正により、共同住宅における一次エネルギー消費量の算出方法に簡易評価方法が追加されたことに伴い、これに係る手数料を改定する。

3. 除票記載事項証明書の交付手数料の新設について

デジタル手続法による改正後の住民基本台帳法の規定により、本人確認情報の長期かつ確実な保存のための制度を明確化するため、市町村において新たに除票記載事項証明書を発行することに伴い、これに係る手数料を設定する。

石 使 審 第 1 号
令和 2 年 1 月 2 3 日

石狩市長 加 藤 龍 幸 様

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫

施設使用料及び手数料の設定について（答申）

令和2年1月23日付け、石財政第113号で諮問のありました標記の件については、
妥当なものと判断します。

記

1. 総合保健福祉センター健康増進室個人使用料の新設について

総合保健福祉センター「りんくる」の健康増進室において、令和2年度から一般開放
個人利用を開始することに伴い、これに係る使用料を設定しようとするこの度の諮問
は、「石狩市使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき、適正な原価計算のうえ設定
されており、審議会として妥当と判断します。

2. 建築物のエネルギー消費性能等に関する認定申請手数料の改定について

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部改正(令和元年11月16日施行)
により、住宅に係るエネルギー消費性能の評価について、現行の詳細な評価方法に加え、
簡易な評価方法が新たに追加されたことに伴い、これに係る手数料を改定しようとする
この度の諮問は、改正の趣旨に鑑み、妥当と判断します。

3. 除票記載事項証明書の交付手数料の新設について

デジタル手続法による住民基本台帳法の一部改定(令和元年6月20日施行)により、
本人確認情報を長期かつ確実に保存するため、住民票の除票及び戸籍の附表の除票の写
しの交付等の制度の明確化として新たに除票に関する規定が設けられたことに伴い、除
票記載事項証明書に係る手数料を設定しようとするこの度の諮問は、法律改正の趣旨に
鑑み、妥当と判断します。

以上